

2021年12月17日

金融担当大臣
鈴木 俊一 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 中島 康隆

要 請 書

貴庁の金融行政への取り組みに敬意を表します。

これまでの日本銀行の量的・質的金融緩和政策は、株価上昇による大企業・資産家へのみ恩恵を与えるのみで、国民の間に大幅な格差拡大をもたらしています。地域経済が低迷するなか、地域金融機関は持続可能なビジネスモデル策定に向け取り組んでいますが、本来の目的である地域経済の活性化は非常に厳しい状況にあるといわざるを得ません。

新型コロナウイルス感染症は、ここ数か月間に新規感染者数が減少していますが、海外の事例に見られるように「第6波」に対する専門家の警鐘も考慮が必要です。関連して、多くの専門家が今後中小企業等の倒産・廃業が深刻化していくことを懸念されています。日本経済再生に必要なのは、大企業を中心としたグローバル経済政策ではなく、ボトムアップ型の地域経済の面的再生へと転換する政策です。そのためには、大企業・資産家優遇でなく、中小企業支援に重点をおくことが不可欠ですが、日本の「中小企業支援」等を含む対応策は世界的にも非常に劣っていることは明らかです。

そもそも、地域経済の活性化は国の経済政策の一部であり、一地域金融機関が責任を負うという理論は、国の責任放棄を批判されないためのすり替えにすぎません。

一方で、新型コロナ禍により物不足や価格高騰などサプライチェーンの問題が明確化しているにもかかわらず、国は経済政策を根本的に見直さず、財界主導で新自由主義に固執しているといわざるを得ません。

私たち金融労連は、地域金融機関が本来の社会的役割を果たし、健全で民主的に発展することを望む立場から、次のとおり要請いたします。

記

1. 2021年11月24日付『コロナ克服・新時代開拓のための経済政策』を踏まえた事業者支援の徹底等についてにおいて政府が要請した事業者支援の徹底を、金融機関が誠実に取り組むよう指導するとともに、丁寧なフォローアップを行うこと。さらに、今後も不透明な経済環境が懸念されるなか、引き続き事業者に対する新型コロナ関連の資金繰り支援を行うよう、金融機関を指導されること。また金融機関が事業者の実情に応じた金融支援を行えるよう、債務者区分の柔軟な判定を可能とするとともに、緊急融資が将来の経営圧迫要因とならない措置を検討すること。
2. 地域経済活性化のためには、中小企業等への資金繰り支援に限らず、地域と一体となった支援策が不可欠である。そのことは、よりきめ細かく事業者に寄り添った伴走型支援を行うことと同義であり、業務純益等収益性向上を基準にした経営効率化やそれを目的にした再編統合への財政支援は、中小企業金融への資金繰り支援を弱める危険性があり、本末転倒である。新型コロナという自然災害下において、地域経済を維持・活性化させるためにも、地域金融機関の再編統合を凍結されること。
3. あおぞら銀行に対し、行内事務におけるルール違反の遺言事務の扱いの是正等を求めた行員に対する懲戒処分の撤回および退職勧奨など不当な扱いの是正を指導すること。また、本件事案経緯を調査し社会的なコンプライアンス、行内ルールに基づく銀行業務を遂行するように指導すること。
4. 金融機関の12月30日の休日化実現に向け努力されること。
5. SDGs 実現に向けたサステナブルファイナンスやESGを考慮した金融が重要になるなか、金融機関の社会的責任が増している。とりわけS(社会)において「ビジネスと人権に関する指導原則」の順守の重要性が増している。ジェンダー平等も含めて金融機関自身の人権と労働に対する社会的責任を強めるよう指導を行うこと。

以上